

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成25年10月3日(2013.10.3)

【公表番号】特表2013-502227(P2013-502227A)

【公表日】平成25年1月24日(2013.1.24)

【年通号数】公開・登録公報2013-004

【出願番号】特願2012-525737(P2012-525737)

【国際特許分類】

C 12 G 3/02 (2006.01)

C 12 C 5/02 (2006.01)

A 61 P 25/32 (2006.01)

A 61 K 31/045 (2006.01)

【F I】

C 12 G 3/02 119 A

C 12 C 5/02

C 12 G 3/02

A 61 P 25/32

A 61 K 31/045

【手続補正書】

【提出日】平成25年8月15日(2013.8.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

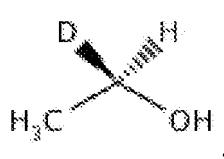
【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

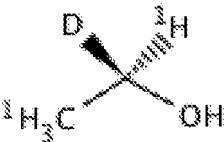
水とエタノールとを含むアルコール飲料であって、前記エタノールのうち少なくとも5モルパーセントが式：



の重水素化アルコールであり、各々のHが独立であり、水素又は重水素にでき、該飲料がヒトでの摂取に好適なことを特徴とするアルコール飲料。

【請求項2】

請求項1に記載のアルコール飲料において、前記エタノールのうち少なくとも5モルパーセントが式：



の重水素化アルコールであることを特徴とするアルコール飲料。

【請求項3】

請求項1に記載のアルコール飲料において、前記エタノールのうち少なくとも5モルパ

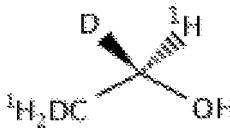
－セントが式：



の重水素化アルコールであることを特徴とするアルコール飲料。

【請求項 4】

請求項 1 に記載のアルコール飲料において、前記エタノールのうち少なくとも 5 モルパーセントが式 $^2\text{H}_3\text{C}^2\text{D}_2\text{OH}$ の重水素化アルコールであることを特徴とするアルコール飲料。



の重水素化アルコールであることを特徴とするアルコール飲料。

【請求項 5】

請求項 1 に記載のアルコール飲料において、前記エタノールのうち少なくとも 5 モルパーセントが式 $^2\text{H}_3\text{C}^2\text{D}_2\text{OH}$ の重水素化アルコールであることを特徴とするアルコール飲料。

【請求項 6】

請求項 1 に記載のアルコール飲料において、前記エタノールのうち少なくとも 15 モルパーセントが前記重水素化アルコールであることを特徴とするアルコール飲料。

【請求項 7】

請求項 6 に記載のアルコール飲料において、前記エタノールのうち少なくとも 30 モルパーセントが前記重水素化アルコールであることを特徴とするアルコール飲料。

【請求項 8】

請求項 7 に記載のアルコール飲料において、前記エタノールのうち少なくとも 50 モルパーセントが前記重水素化アルコールであることを特徴とするアルコール飲料。

【請求項 9】

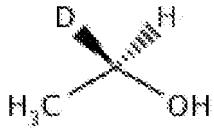
請求項 8 に記載のアルコール飲料において、前記エタノールのうち少なくとも 75 モルパーセントが前記重水素化アルコールであることを特徴とするアルコール飲料。

【請求項 10】

請求項 9 に記載のアルコール飲料において、前記エタノールのうち少なくとも 95 モルパーセントが前記重水素化アルコールであることを特徴とするアルコール飲料。

【請求項 11】

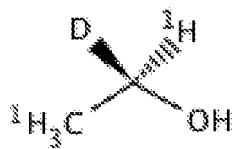
請求項 1 に記載のアルコール飲料を生成する方法であって、式：



の重水素化アルコールを飲料に添加するステップを具え、各々の H が独立であり、水素又は重水素にできることを特徴とする方法。

【請求項 12】

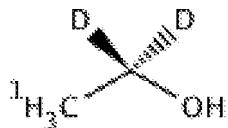
請求項 11 に記載の方法において、前記重水素化アルコールの式が：



であることを特徴とする方法。

【請求項 1 3】

請求項1 1に記載の方法において、前記重水素化アルコールの式が：



であることを特徴とする方法。

【請求項 1 4】

請求項1 1に記載の方法において、前記重水素化アルコールが式が：



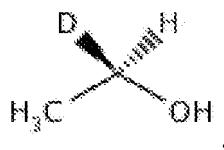
であることを特徴とする方法。

【請求項 1 5】

請求項1 1に記載の方法において、前記重水素化アルコールの式が $C D_3 C D_2 O H$ であることを特徴とする方法。

【請求項 1 6】

医薬品有効成分とエタノールとを含む医薬組成物であって、前記エタノールのうちの少なくとも 5 モルパーセントが式：



の重水素化アルコールであり、各々の H が独立であり、水素又は重水素にできることを特徴とする医薬組成物。

【請求項 1 7】

請求項1 6に記載の医薬組成物において、前記エタノールのうち少なくとも 5 モルパーセントが式：

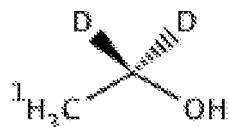


の重水素化アルコールであることを特徴とする医薬組成物。

【請求項 1 8】

請求項1 6に記載の医薬組成物において、前記エタノールのうち少なくとも 5 モルパー

セントが式：



の重水素化アルコールであることを特徴とする医薬組成物。

【請求項 19】

請求項16に記載の医薬組成物において、前記エタノールのうち少なくとも5モルパーセントが式 $\text{CD}_3\text{CD}_2\text{OH}$ の重水素化アルコールであることを特徴とする医薬組成物。



の重水素化アルコールであることを特徴とする医薬組成物。

【請求項 20】

請求項16に記載の医薬組成物において、前記エタノールのうち少なくとも5モルパーセントが式 $\text{CD}_3\text{CD}_2\text{OH}$ の重水素化アルコールであることを特徴とする医薬組成物。

【請求項 21】

請求項16に記載の医薬組成物において、前記エタノールのうち少なくとも15モルパーセントが前記重水素化アルコールであることを特徴とする医薬組成物。

【請求項 22】

請求項21に記載の医薬組成物において、前記エタノールのうち少なくとも30モルパーセントが前記重水素化アルコールであることを特徴とする医薬組成物。

【請求項 23】

請求項22に記載の医薬組成物において、前記エタノールのうち少なくとも50モルパーセントが前記重水素化アルコールであることを特徴とする医薬組成物。

【請求項 24】

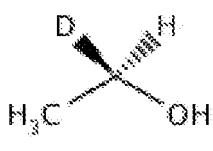
請求項23に記載の医薬組成物において、前記エタノールのうち少なくとも75モルパーセントが前記重水素化アルコールであることを特徴とする医薬組成物。

【請求項 25】

請求項24に記載の医薬組成物において、前記エタノールのうち少なくとも95モルパーセントが前記重水素化アルコールであることを特徴とする医薬組成物。

【請求項 26】

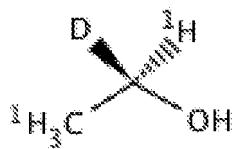
請求項16に記載の医薬組成物を生成する方法であって、医薬品有効成分を式：



の重水素化アルコールと組成物を生成するのに十分な量で組合わせるステップを具え、各々のHが独立であり水素又は重水素にでき、前記組成物中の前記エタノールのうち少なくとも5モルパーセントが前記重水素化アルコールであることを特徴とする方法。

【請求項 27】

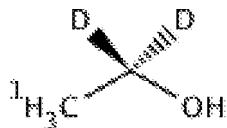
請求項26に記載の方法において、前記重水素化アルコールの式が：



であることを特徴とする方法。

【請求項 28】

請求項 26 に記載の方法において、前記重水素化アルコールの式が：



であることを特徴とする方法。

【請求項 29】

請求項 26 に記載の方法において、前記重水素化アルコールの式が：



であることを特徴とする方法。

【請求項 30】

請求項 26 に記載の方法において、前記重水素化アルコールの式が CD_3CD_2OH であることを特徴とする方法。

【請求項 31】

請求項 1 に記載のアルコール飲料において、その組成のうち 0.25ないし 6.0 重量パーセントがエタノールであることを特徴とするアルコール飲料。

【請求項 32】

請求項 1 に記載のアルコール飲料において、その組成のうち 1ないし 4.0 重量パーセントがエタノールであることを特徴とするアルコール飲料。

【請求項 33】

請求項 1、31、又は 32 のうちのいずれか 1 項に記載のアルコール飲料が、当該アルコール飲料に好適な添加成分を更に含むことを特徴とするアルコール飲料。

【請求項 34】

請求項 33 に記載のアルコール飲料が、甘味料を更に含むことを特徴とするアルコール飲料。

【請求項 35】

請求項 33 に記載のアルコール飲料が、匂い物質を更に含むことを特徴とするアルコール飲料。

【請求項 36】

請求項 33 に記載のアルコール飲料が、香味料を更に含むことを特徴とするアルコール飲料。

【請求項 37】

請求項 33 に記載のアルコール飲料が、醸造組成物若しくは発酵組成物由来の同類物を更に含むことを特徴とするアルコール飲料。